生物多様性条約第10回締約国会議の現場

山　北　剛　久

はじめに

生物多様性とは，生物学的多様性を意味する80年代後半にできた造語ですが，以前からその概念が使われていた学会のみならず，政治や環境保護活動を通じて急速に社会へと浸透しました。そして，人間活動に伴う生物多様性の損失とその結果もたらされる生態系サービスの劣化については，未だ研究途上の部分はあるものの，いくつもの実例と共に今や多くの人が認めるところです[1)]。しかし，多岐にわたる人間活動が影響を及ぼすため，その管理のためには国際的な枠組が重要な役割を果たします。1972年の国連人間環境会議以降，国連環境計画（UNEP）を中心に多くの国があつまり，いくつかの環境問題を解決・管理してきました。そのような背景の下，生物多様性条約という国際ルールが作られ，現在193カ国・地域が批准しています。

2010年10月，生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が愛知県名古屋市にて行われました。この締約国会議は通常2年ごとに開催され，条約や議定書の修正・採択や，施策の計画・進行確認などを行うものです。今回の会議は2002年のCOP6で採択された2010年生物多様性目標の達成評価という節目の会議にあたり，「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」とした目標を達成できなかった現状の評価と次の目標の策定，以前からの悲願であった議定書の決議として，遺伝子資源の利益配分を中心とした議論が行われました。森林総合研究所では林野庁との協力の下，展示ブースの設置やサイドイベントを開催し，私も随行する機会を得たので会場の様子をご報告します。

会議の概要

報道などでご存じの方も多いように，今回の主要議題について，ABS「名古屋議定書」や「愛知目標」といった成果が掲げられています。前者は，遺伝資源の利用から得られる利益の公平な配分（ABS）についての国際ルールです。具体的な規制は各国個別で行うことになり，最終的に数カ国が合意はできないとしたものの，事前会合では決裂が心配されていただけに，合意は大きな成果だとされています。また，後者は2020年までの目標に関する取り決めで，「自然生息地の損失速度が少なくとも半減，可能な場所ではゼロに近づける」とする文言と共に，より実効性を持たせるために保護区の面積を陸域の17%，海域の10%とするとした数値目標を掲げた点が注目されています。これら2つと同時に資金動員メカニズムも採択され，平成22年度予算に生物多様性日本基金として10億円の拠出が盛り込まれました。

内容の詳細やその評価についてはCBDのホームページ[2)]や，外務省，論文・報道などによるまとめ

Takehisa Yamakita : The Tenth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity (CBD-COP10)
現（独）水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所生産環境部，前（独）森林総合研究所森林昆虫研究領域昆虫生態研究室

写真 1　会議場の様子

を参照していただくことにして，この国際会議において，何が行われ，合意がどのようにつくられていったのか，振り返ってみましょう。

会議のはじまり

前の週から引き続き延長して，カルタヘナ条約下の遺伝子組み換え生物の安全性に関する審議（COP-MOP5）が行われるあわただしい中，生物多様性条約（CBD）の会議のオープニングセレモニーとプレナリー（全体会合）が開催され，議長の選出などの形式的なことから始まりました。その後，具体的な審議は 2 つに別れたワーキンググループ（作業部会）内で行われます。作業部会ではあらかじめ文書案が提示されており，これをたたき台に進行します。この案は同年 5 月に 2 週間かけて行われた科学技術助言補助機関（SBSTTA）および条約実施作業部会（WGRI）の会合に基づき，対立点や複数案を整理したものです。この文章には，対立やニュアンスが異なる部分については複数の選択肢や括弧書きの状態で提示されており，各国の外交交渉官らが選択肢の何番が良いか，括弧を入れるべきか外すべきか，文章の対案や盛り込んで欲しい文章案があるなどと，意見を提案する形で進みます。締約国の発言後に政府以外の組織（NGO）に発言の機会が与えられます。NGO には環境団体はもちろん，国連下の機関なども含まれ，重要な意見も多く出ます。私の傍聴中では，環境団体から全体が珊瑚礁の議論に偏りがちで，沿岸，深海や沖合など様々なモニタリングがあり，それらを文面へどう反映したら良いかの提案，条約（CBD）の上部組織に当たる UNEP から，関連する国際条約の各条項との整合性などの国際法の観点から提案がありましたが，時間が足りずに次に持ち越すか文章で提案してもらうこととなりました。

このように，延長が相次ぎ公表された予定表とは頻繁にずれが生じますが，これは想定内で，会議の後半は会場を空けてあり，随時審議を継続します。また，意見に大きな違いがある場合は議長や地域のグループを中心とする非公式の協議の場が設けられ，連日深夜まで議論がつづきました。

本会議場内外のイベント

会議場内では全体会合や作業部会，サイドミーティング以外にも会議の間の時間を利用してサイドイベントと呼ばれる集会が，様々な団体や研究者グループによって行われ，取り組みや主張の格好のアピールの場となっています。森林総合研究所は，林野庁や農林水産省とサイドイベント「森林で生物多様性を守る」を主催しました。本イベントでは農林水産大臣政務官 田名部匡代氏，森林・木材・環境アカデミー会長・森林総合研究所理事長 鈴木和夫氏，森林総合研究所理事 大河内勇氏のご挨拶の後に，林野庁の古久保英嗣氏による国有林の状況と生物多様性の保全施策の概説，日本自然保護協会の横山隆一氏による地域社会・林野庁・環境 NGO が協力して行う現場の取り組みとして赤谷プロジェクトの紹介，森林総合研究所の岡部貴美子氏による全国スケールの生物のデータベースを解析した研究例などが紹介されました。また，カナダ森林局イアン・トンプソン氏と熱帯木材機関連合（ITTO）ジョン・リー氏から日本と比べて世界の森林で生物多様性とその保全の取り組みがどのように行われているのか，国際機関の例などを発表いただきました。限られた時間のためディスカッションの時間を用意で

写真 2　林野庁のテント会場の様子

きなかった点が惜しまれるところでしたが，現状と現在既に進められている取り組みがコンパクトにまとめられた会合となりました。

これらのサイドイベントは直接本会議に反映される枠組みがあるわけではありませんが，会議の合間に同じ会場を用いて行われることから参加者や報道関係者らに対するアピール，情報提供あるいは議論の場として活用され，新しく得た情報を議論や文案へと生かす契機となっています。たとえば，報道されたものではSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの創設もサイドイベントに端を発しており，採択文にも推進する内容が盛り込まれました。

会議場へはセキュリティ上，事前登録者のみしか入れませんでしたが，会議場の外でも様々な展示やイベントが行われました。特に会議場の目の前の広場は生物多様性交流フェアとして市民団体から企業や国際機関まで多くのテントが立ち並び活気あふれる様子です。森林総合研究所の紹介を行った林野庁の区画では，テント前に設置した檜皮葺（ひわだぶき）の展示が道行く人，特に外国人の興味を引き，スタンプを集めに来た子供にはシールや小物が人気で，立ち寄った人に多少なりとも森林を意識していただくきっかけとなったのではないでしょうか。もちろん，展示された研究紹介のポスターについて説明を求める熱心な方も多く見られました。展示物には樹木も遺伝的多様性の保全から森林の生物多様性の変化のシミュレーション，景観構造を介した森林の昆虫の重要性など幅広い分野の研究例が紹介され，特に学生や現役の研究者，農林業関連の行政の方からの質問や提案などが多くありました。また企業の環境担当者の方や行政の環境関連の政策担当者の方も多数訪問され，森林の生物多様性保全の将来展望や研究の応用方法について熱い議論を交わすこともありました。用意した関連論文も2週目の終わりにはほとんどなくなり，参加者の関心の高さを伺わせます。

最終日，採択へ

さて，この間にも作業部会や非公式のミーティングが多数重ねられ多くの議論が進みました。また，後半にはハイレベルセグメントと呼ばれる，各国大臣らによる審議の場があり，各国の目指すべき姿や各国の取り組みについての意志表示や，ビジネス，先住民，女性，ユースなど国際的利害関係者の意見表明が行われ，形式的には閉会の準備が整いつつあるように見えました。しかし，時を同じくして作業部会は未だ続けられていたのです。

最終日。報道では，合意に至った部分を中心にまとめ，合意に至らない部分は曖昧な表現にした議長案を日本政府の名の下にまとめることで，合意を取り付ける予定とのこと。会議場は終わりの雰囲気かと思いきや，片付けを終えて会議場に到着すると，傍聴する人は疎ら，報道陣は繰り返し変更されるスケジュールに右往左往しています。議長案の提出後も会議はまだ十分まとまっておらず，議事がかかれたパンフレットの「(会議なし)」の文字が白々しく見えます。もちろん，議論が長引くことを見越しての記述でしたが，作業部会では，未だに次期目標やABSについて対立したままです。夕刻，一旦全体会合で合意できている部分の議決を始めた後に，全体会合を休会して作業部会を再開して議論したものの，時間が無いので対立したまま全体会合再会まで議論を持ち越すという形で終了してしまいました。

その後も，非公式の協議が続けられていたのか，全体会合が再開した時はすでに 23 時をまわっていました。

最後の全体会合でも議決の手順を巡る手続き論で紛糾。「ABS・次期目標・資金メカニズムの 3 つセットで採決するように」と主張する EU 代表に対して，「1 つずつ採決をし，それぞれに意見や賛否を付け加えたい」という，ベネズエラやキューバが対立。合意できない国から賛同の意見があがります。議長も一旦は個別に採決をすることを受け入れたものの，EU から改めて，「まだ括弧書きが外れていない項目を優先して議論してから採決するように」と意見。キューバから「ここまで議論したから善意はあるのだ。だが，それぞれを承認するかしないかは議論した結果決めるものだ」と，不同意国の立場へ理解を求めるよう強い要請。このまま手続き論に終始して採決はいつになるのだろうか。疲れの色が濃くなり，「早く家に帰りたい」という発言も意見につづけて出るようになります。議長席で幾度も時間をかけて相談した後，最終的には議長からの提案「1 つずつ議論して合意の確認をとり，すべての合意が確認されたところで，3 つ間を置かずに正式に採決をする」ということを繰り返し要請し，議事の進行を貫徹します。3 つの合意文書に至るまでも議論が出ましたが，最終的に合意でき，改めて正式な採決をとるところまでこぎつけました。採択の段階でも ABS について，ボリビアから「同意できないが，採択を邪魔するつもりはない」と言う発言があり，ベネズエラやキューバなど数カ国が同調する意見を表明。このまま議決することへの無念さもにじむ中，議長は毅然と議事録にその旨記録するとして，採択する意志を改めて表明。木槌が鳴り響き，なんとか採択されました。この瞬間は会場が沸き立ち，一同立ち上がって感動した瞬間です。その後の採決は順調に進み，すべての手続きが終わったのは深夜 2 時半を過ぎました。各国からの謝意の表明を経て午前 3 時まで続いた長い夜でした。

各国の思惑が錯綜し，予定通りにはいかない国際会議。様子を知るために世界中からメディアが押し掛け，日本の記者も直接議長にインタビューする積極的な様子が見られました。しかし，現場の傍聴で力になったのがインターネットです。資料がオンラインで提供されるだけでなく，会議の様子も生中継されました。さらに会議のパンフレットには「Blog や twitter で環境についての行動をアピールするように」と記載されており，twitter では，COP10 や CBD-COP10 のタグで会場や時刻変更などの事務的情報から批評や野次など多くの情報を見ることができます。会議の様子については生中継の内容のアーカイブが 2011 年 4 月現在も公開されており，開催国のメリットとして日本語通訳もついているものが多くあります[3)]。

写真 3　翌日の朝刊の見出し。名古屋市内に届いた 14 版（左）は議定書の議決に間に合いトップに扱われたが，千葉県に届いた 13 版（右）は間に合わず中の記事も若干小さかった

最後に，2011 年は国際森林年ということで，国際的なイベントが世界各地で開催されます。森林の生物多様性のモニタリングについては，まだ発展途上で国際的取り組みが十分に一元化されてはいませんが，気候変動分野では森林分野の研究，モニタリング体制，そして資金動員メカニズムの施策が急速に進んでいます。COP10 の経験や資料を生かし，これまで国際的会議への参加がなかった機関やグループも積極的に国内外へ活動や意見をアピールし，分野横断的な幅広いネットワークを構築することが，国際的な目標達成への第一歩ではないでしょうか。

〔**引用資料**〕 1） 生態系サービスと人類の将来―国連ミレニアム生態系評価 http://amzn.to/dzTtUy　2） CBD サイト http://www.cbd.int/cop10/　3） CBD-COP10/MOP5 International Media Center On-Demand. http://webcast.cop10.go.jp/ondemand.asp

図書紹介

中国の森林・林業・木材産業―現状と展望

森林総合研究所編，
日本林業調査会出版，2011，￥3,000

本書は森林総合研究所に勤務する十数人の林業経済・森林政策研究者と中国の研究者による 3 ヶ年にわたる共同研究の成果を取りまとめて出版したものであり，中国の森林・林業・木材産業に関心のある方にとって，必読の書籍である。一読すると，多くの貴重な情報を得ることができる。

これまで中国に関する研究は中国からの留学生によって行われてきたと言って良いが，今回は日本の研究者と中国の研究者との共同研究として行われ，その成果が日本語によって発表され，さらにその研究成果が包括的であることに特徴がある。こうした研究が可能となったのはこれまで森林総合研究所が積み上げてきた中国との研究交流の実績，人的結びつきの蓄積を踏まえているからである。そして資金的には森林総合研究所の交付金プロジェクトとして行われたものである。

もう一つ重要なことは非常にタイムリーな研究計画であることである。民主党政権は林業政策を同政権の重要な政策領域として認めて，農林水産省内に森林・林業再生プラン推進本部を設け，その下に 5 つの検討委員会を設置して，森林・林業再生プランの具体的中身を検討してきたところである。そして昨年 11 月には「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を取りまとめ，平成 23 年度は「森林・林業再生元年」として推進することとした。

同プランは「10 年後の木材自給率 50%以上」をめざすべき姿としているが，その目標を実現するためにも，4 月 26 日に公表された平成 22 年度林業白書が強調するように，公共建築物の木造化，木質バイオマスの利用推進に加えて，中国や韓国などへの木材製品輸出を拡大しなければならない。そのためにも中国の木材利用や消費の実態について詳しい情報が必要である。本書はそうした要望にも応え得る内容を持つものである。

（北海道大学名誉教授 : 石井　寛）